



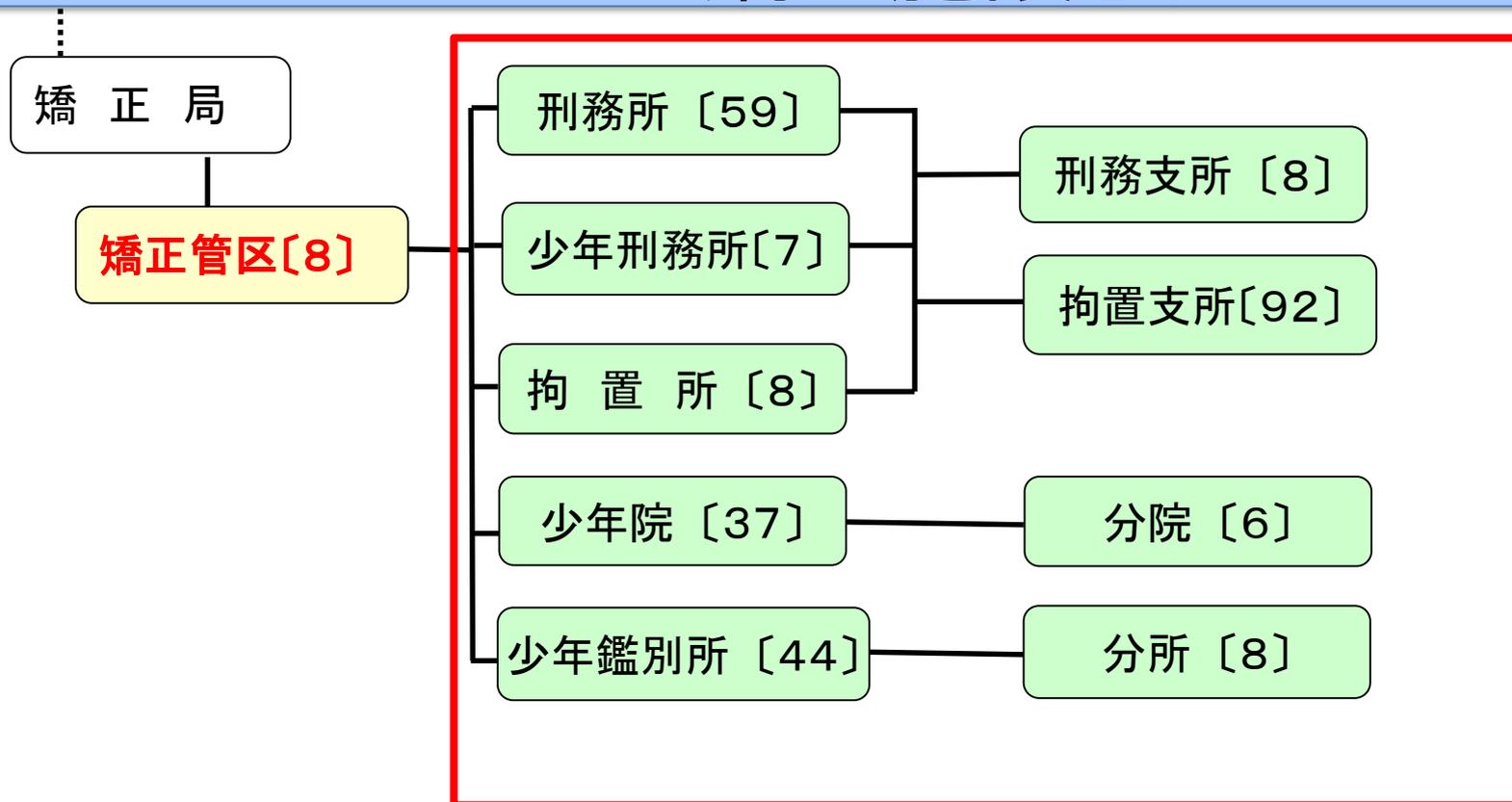
R7地域共生セミナー（居住支援）説明資料

再犯防止の現状について ～刑余者の住居確保～

法務省矯正局 九州矯正管区 更生支援企画課



矯正施設とは



矯正局

⇒ 刑務所や拘置所、少年院や少年鑑別所などの矯正施設における業務がよりよく運用されていくように、計画や提案をしたり、指導・監督を実施

九州矯正管区

⇒ 矯正局の事務を分掌する地方支分部局であり、九州・沖縄地方に所在する矯正施設を所管

更生支援企画課

⇒ 再犯防止施策の推進のため、国と地方公共団体、民間団体等との連携を強化し、矯正施設の取組についての広報・啓発活動を実施

九州管内矯正施設配置図

● 刑事施設(11庁)

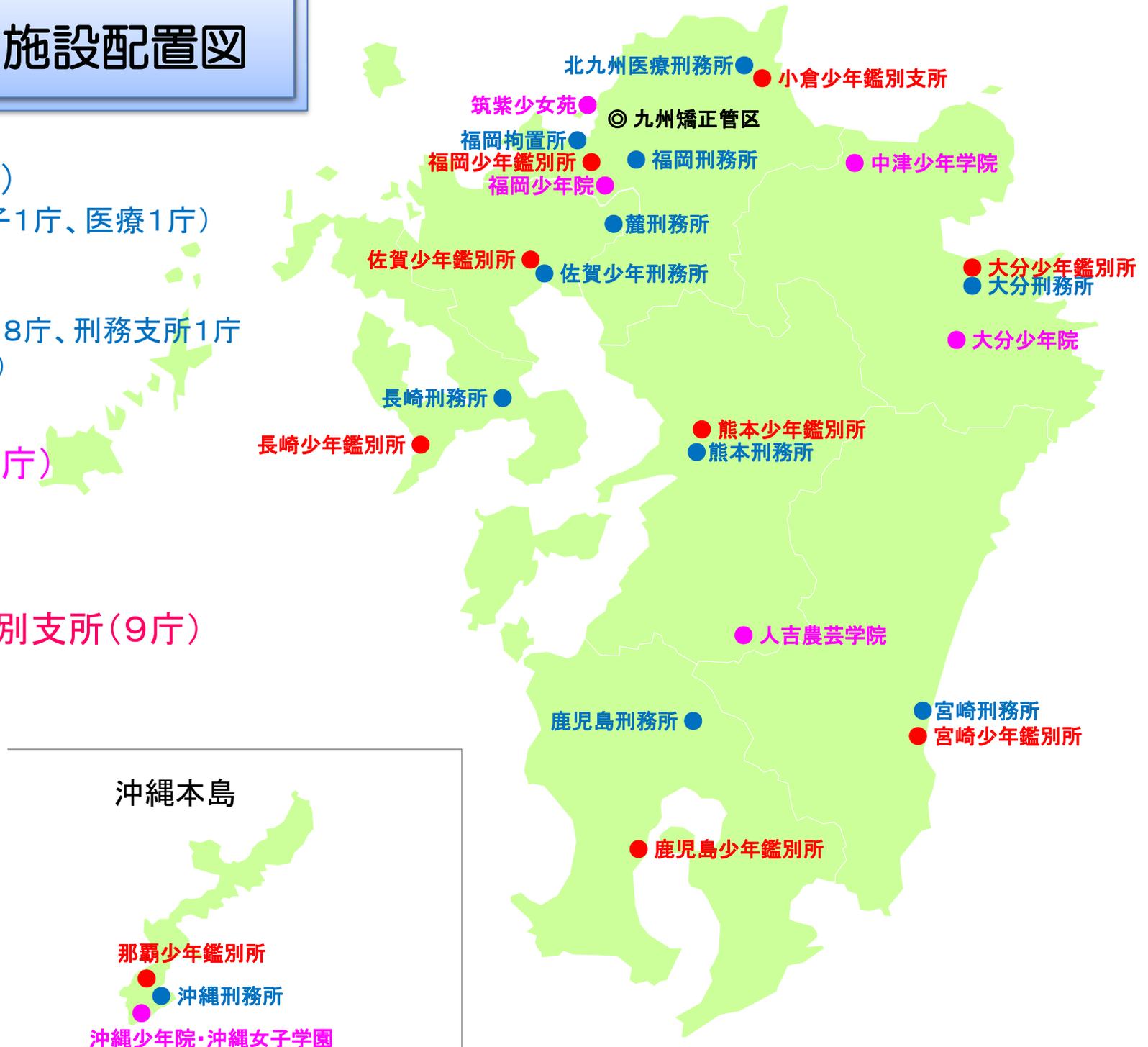
- ・刑務所9庁(うち女子1庁、医療1庁)
- ・少年刑務所1庁
- ・拘置所1庁

※その他、拘置支所18庁、刑務支所1庁
(配置図からは省略)

● 少年院・分院(7庁)

うち女子2庁

● 少年鑑別所・鑑別支所(9庁)



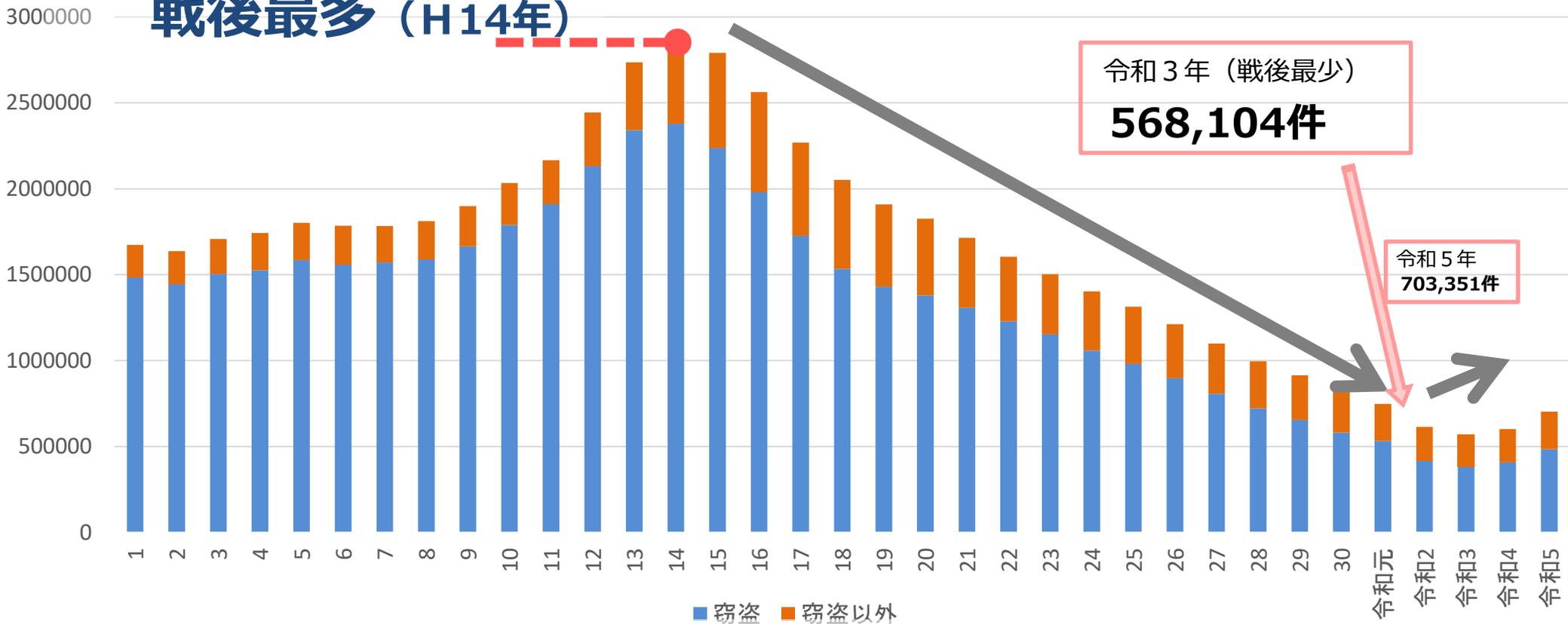
再犯の現状①～認知件数

2,853,739件
戦後最多 (H14年)

戦後最多から戦後最少へ (令和4～5年は微増傾向)

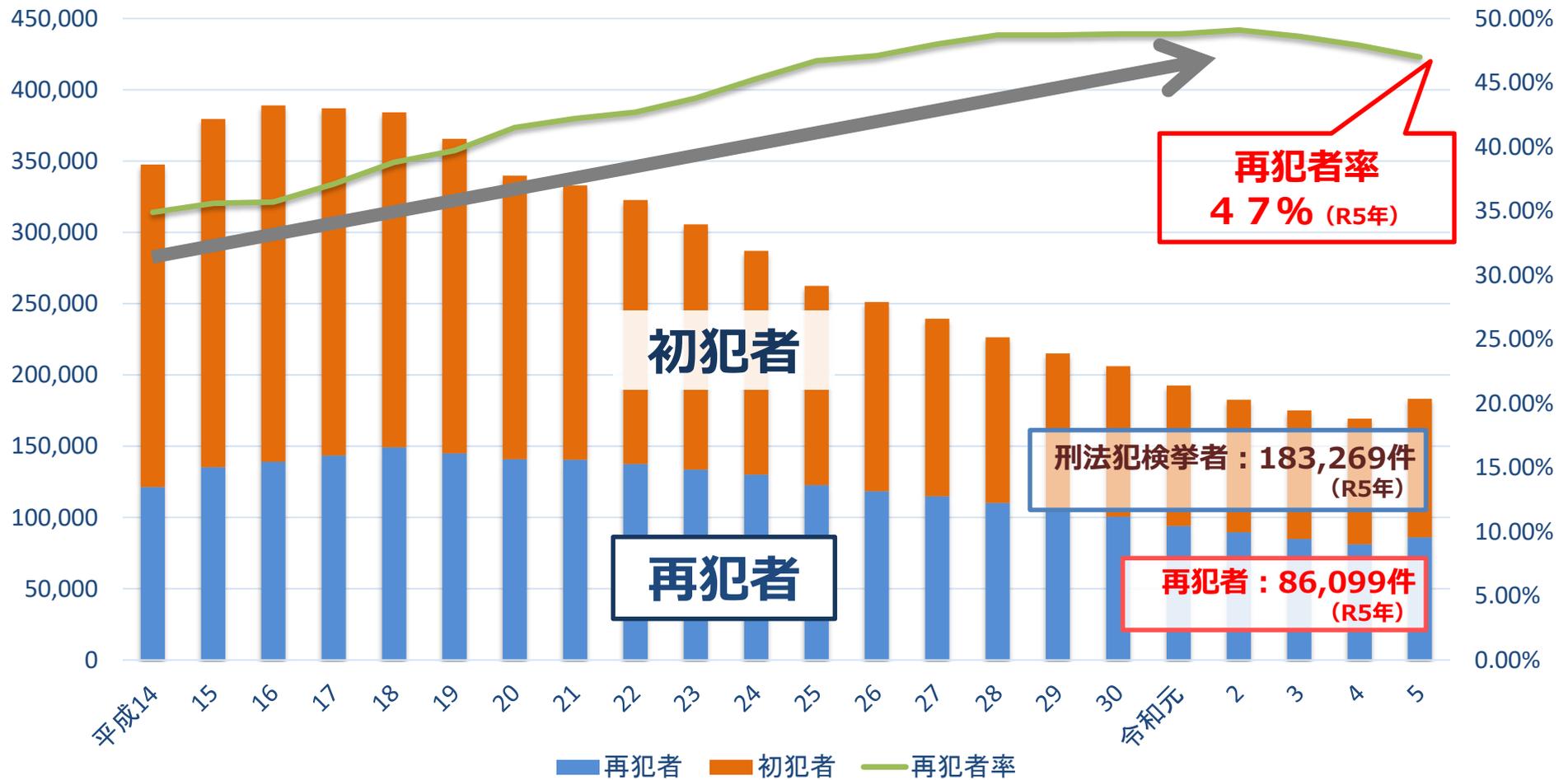
令和3年 (戦後最少)
568,104件

令和5年
703,351件



令和6年版犯罪白書記載データを基に作成

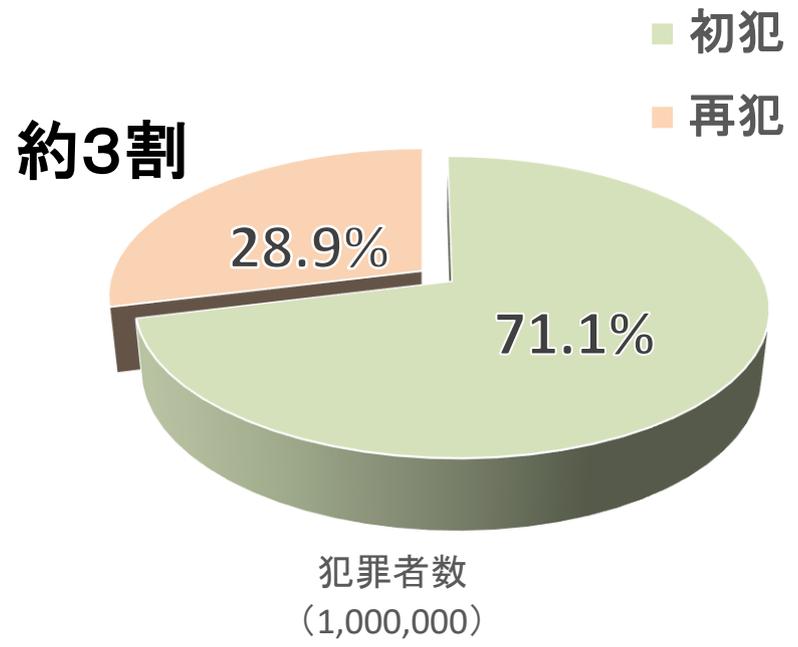
再犯の現状②～再犯者率※検挙人員に占める再犯者の割合



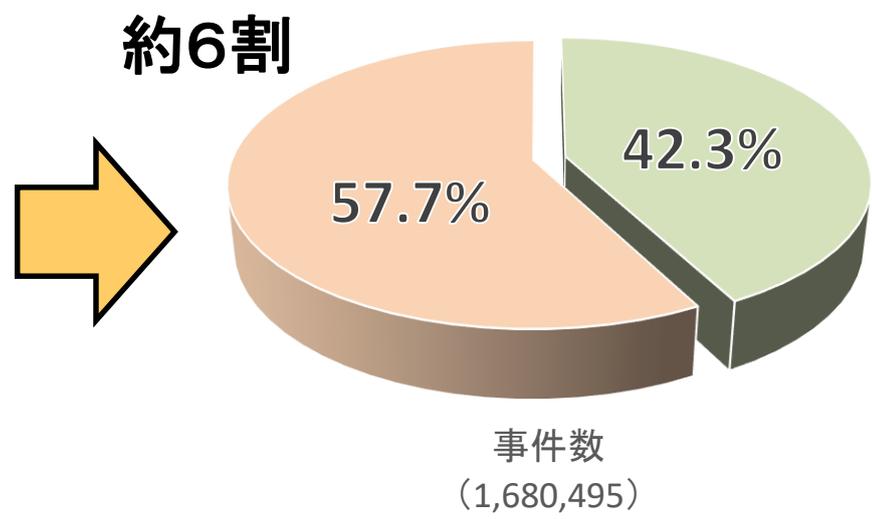
令和6年版再犯防止推進白書記載データを基に作成

約 3 割の再犯者により、約 6 割の犯罪が行われている

総犯歴数別の人員構成比



総犯歴数別の犯歴の件数構成比



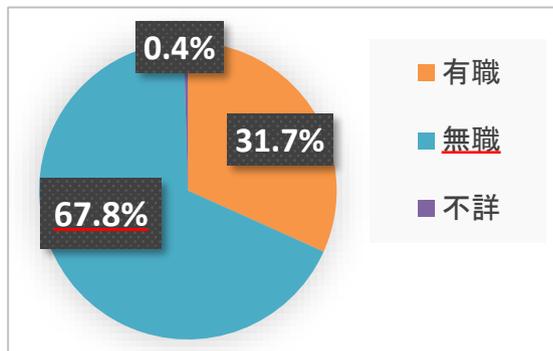
昭和23年から平成18年に刑が確定した者のうち、100万人を無作為に抽出し、調査分析を行った結果(法務総合研究所の調査による。)

犯罪・非行に陥る背景 ～「生きづらさ」という問題～

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

仕事がない

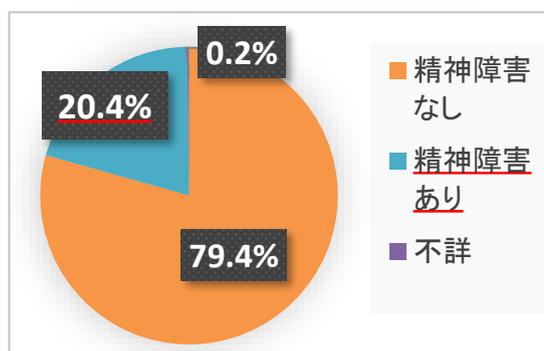
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

障害がある

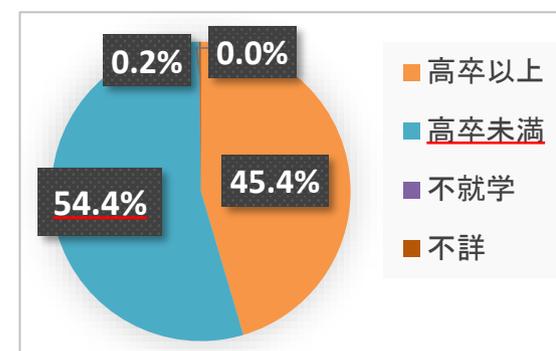
約2割が精神障害あり



新受刑者の精神診断

教育程度が比較的低い

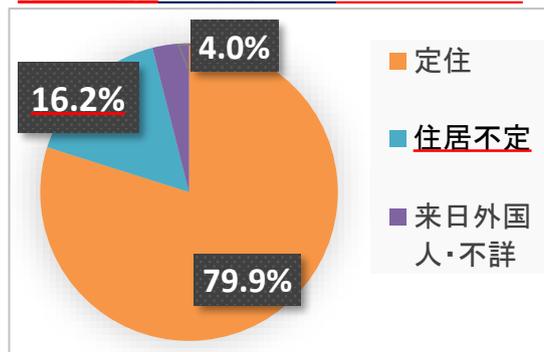
半数以上が高卒未満



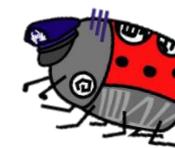
新受刑者の教育程度

住居がない

約2割が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況【全国】



(令和5年矯正統計年報)

再犯防止推進法制定以降の国の取組

- ▶平成28年「**再犯の防止等の推進に関する法律**」施行
- ▶平成29年「**第一次再犯防止推進計画**」閣議決定（平成30年度～令和4年度）
- ▶令和5年「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定（令和5年度～令和9年度）

7つの重点課題

①**就労・住居**の確保

②**保健医療・福祉**サービスの利用の促進

③学校等と連携した**修学支援**

④犯罪をした者等の**特性**に応じた効果的な**指導**の実施

⑤**民間協力者**の活動の促進

⑥**地域**による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた**基盤**の整備

7つの重点課題のもと、96の具体的施策に取り組み、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

住宅セーフティネット制度においては、**矯正施設退所者も住宅確保要配慮者**



再犯防止施策の概観

再犯防止の取組は、次の2点に対応することを目的としています

① 犯罪につながる問題性の除去(内的要因への対応)

② 生活環境の改善(外的要因への対応)

様々な「生きづらさ」

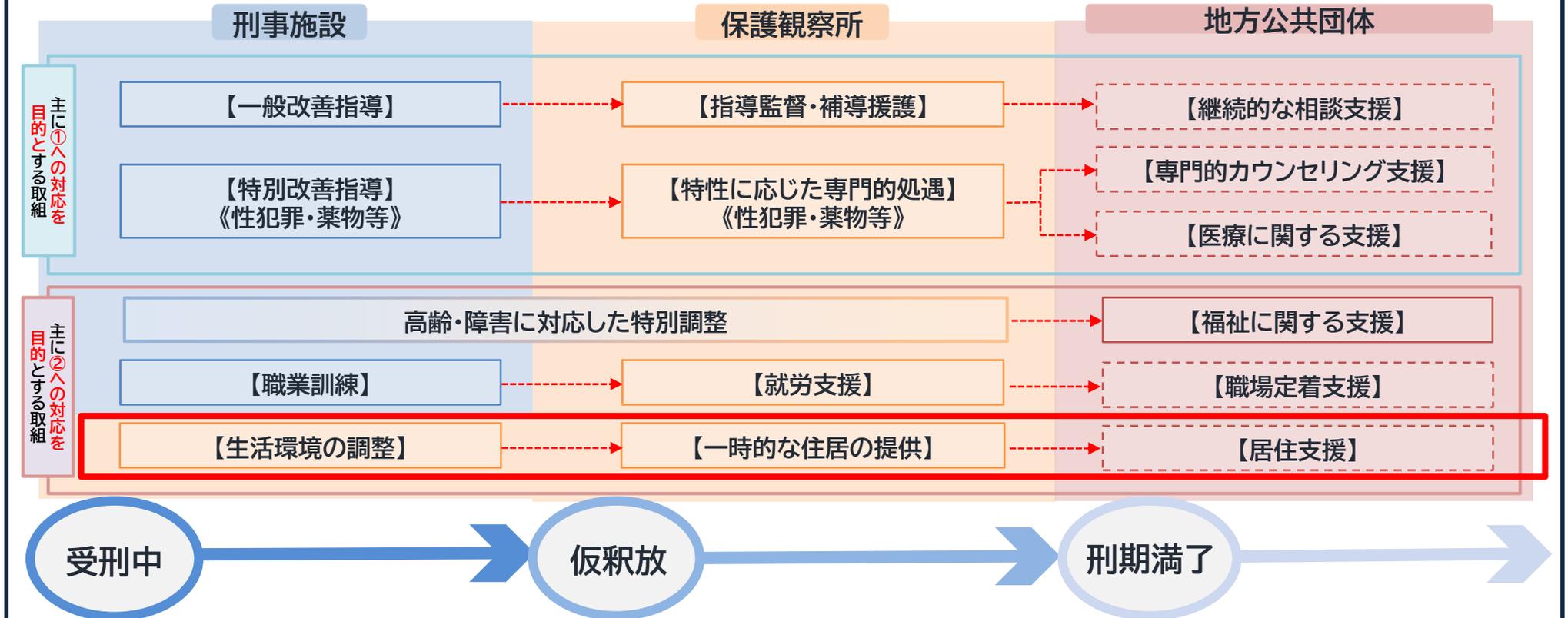
疾病・嗜癖

高齢・障害

生活困窮

生育環境

再犯防止に必要なとなる犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー



地域に戻っても・・・



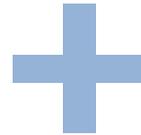
刑事司法だけでは対応が難しい課題

⇒ 地域社会での継続的な支援が必要

【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援

保護観察所



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉
サービスの提供



修学の支援

刑法改正～拘禁刑の創設～

本年6月1日から拘禁刑が施行されました。

●刑法第12条第3項(拘禁刑)

拘禁刑に処された者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行わせることができる。

※改正前：刑法第12条第2項目(懲役)

懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。

犯罪の繰り返しを防ぐためには
地域社会における「息の長い」支援が必要です。
犯罪をした者等の
立ち直り・再犯防止について
ご理解・ご支援いただきますようお願いいたします。



御清聴
ありがとうございました。

(参考) 広報・啓発資料

再犯防止 犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力

再犯防止啓発動画を公開しました。

頼れる人がいない、仕事に就けない、安定した住居がない…。本人の努力だけではどうにもならない厳しい現実により、犯罪を繰り返してしまう刑務所出所者等が一定数存在します。

国では「再犯防止」というキーワードのもと、出所者等の再犯を防ぐための各種取組を行っていますが、再犯を防ぐためには地域の力も必要です。

地域で出所者等支援への理解が深まり、支援が広がるきっかけになればと、再犯防止啓発動画を作成しました。

動画はYouTube「MOJchannel（法務省チャンネル）」でご覧いただけます。
福岡矯正管区フロントページにもリンクを貼っておりますので、ぜひご覧ください！



福岡矯正管区フロントページ
(https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00110)



出演：小川 ガオ

法務省 福岡矯正管区 更生支援企画課
〒813-0036 福岡市東区若宮5-3-53
☎ 092-661-1143

法務省 MINISTRY OF JUSTICE

矯正施設

地域・企業・自治体

矯正施設も地域の一員として、地域と関わり、自治体等と連携して様々な取組を行っています。
法務省矯正局ホームページ内の「地域との連携」では、それらの取組や地域での再犯防止の取組をご紹介します。

* 矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所のことです。

- 「地域との連携」閲覧方法 -

- ① 検索エンジンで「矯正局」を検索。
- ② 矯正局ホームページの「メニューを表示」をクリックし、「地域との連携」をクリック。(下図参照)

こちらの二次元コードからも「地域との連携」が閲覧できます。



矯正局「地域との連携」

これが「地域との連携」のページ！
ここから全国の取組を見ることができます。



(中略)

矯正局 KYOSEI

矯正施設で働く職員の想いが掲載されています。
こちらまでご覧ください！



矯正のミッション